

す。それは不況の打開と安定成長路線の確立であります。

この二つの問題を同時に解決していかねばならぬ財政金融政策が、今後指針とすべき原則は、次の三つであると考えます。

第一は、経済の安定的な成長を確保することであり、第二は、経済各部門の均衡のとれた発展を期することであり、第三は、家庭と企業を通ずる蓄積の強化に資することにあります。そして、物価の安定と国際収支の均衡が経済成長の基本的な条件であることは申すまでもありません。

政府は、財政金融政策のこの役割りを遺憾なく発揮せしめるため、ここに公債政策を導入し、これを主軸として財政金融政策の新たな展開をはかろうとするものであります。

まず、経済の安定的な成長の確保であります。今後における政策の目標が、景気変動の振幅をできるだけ小さくし、経済社会の均衡を確保し得る範囲内で、高い成長を達成することに置かれるべきことは申すまでもありません。

しかしながら、今日のような供給力超過の経済の基調のもとにおいて、経済成長の要因を企業の投資活動の盛り上がりにより期待することは困難であります。当面の不況脱出のためにはもとより、その後においても、しばらくは、経済の望ましい成長を確保していくためには、財政面から有効需要の拡大をはかっていくことが必要であると考えます。

もとより、財政の運営にあたりましては、国民経済全体としての均衡を維持し、その規模及び内容を経済の動向に應じた適正なものとするのが基本でなければなりません。今後の成長の過程において、民間の経済活動が活発化し、経済全体の行き過ぎが生ずるおそれのある場合には、公債の発行額を圧縮する等の措置をとるほか、年度の途中においても、予算の弾力的執行、公債発行の調節を行ない、適切な金融政策の運用と相まって、弾力的に対処していく考えであります。

次に、経済各部門の均衡のとれた発展の実現で

あります。

今後わが国経済の新たな発展を期するためには、この際、政策の重点を、経済社会の各部門、各分野に見られる不均衡の是正に置かなければならないと考えます。

すなわち、まず、民間設備投資の規模を適正な水準に維持する一方、立ちおくれの著しい道路、港湾等の社会資本を充実し、住宅を建設し、生活環境施設を整備していく必要があります。また、農林漁業や中小企業の近代化をはかり、あるいは後進地域の開発を進める等、わが国経済の中の格差を解消していくことも必要であります。

第三に、家庭と企業を通ずる蓄積の強化であります。

家庭と企業の蓄積は、経済の持続的な成長の過程において、着実な努力を積み重ねることによって初めて実り得るものであります。財政金融政策も、そのための条件を整えることを通じて、これが実現に寄与すべきであると考えます。

ゆとりのある家庭を築くためには、経済の安定的な成長の上に所得水準の着実な上昇をはかることが基本でなければなりません。そしてこれとともに、租税負担の軽減合理化、社会保障制度の充実、さらには住宅や生活環境施設の整備等を通ずる国民生活の場の改善につとめていくことが必要であります。

また、企業の蓄積の強化をはかるには、企業の適正な投資水準の維持、社会資本の充実等を通じて生産効率を高め、収益力を向上させることが基本であります。これとともに資本市場、特に公社債市場の育成整備、企業の税負担の軽減合理化を行なっていくべきであると考えます。物価の安定と国際収支の均衡は、経済成長を進める際に、常に留意するべき基本的な条件であります。

わが国の卸売り物価は長期にわたって安定しておりましたが、消費者物価の上昇は今日の最も大きな問題の一つになっております。私は、この際、決意を新たに、物価問題と真剣に取り組んでまいり所存であります。

次に、今後のわが国の国際収支の目標は、貿易収支の黒字によって貿易外収支と資本収支の赤字を埋めながら、経済規模の拡大に應じた外貨準備の増進をはかるということに置かなければならないと考えます。わが国としては、今後とも、進んで国際流動性の強化につとめるとともに、輸出の拡大に一層の努力を傾注する必要があります。

今回の予算の編成におきましては、以上申し上げ述べました財政金融政策運営の基本的な考え方について、その健全性を確保しつつ、積極的に有効需要の拡大をはかることを主眼といたしました。

第一の特色は、戦後初めて本格的な公債政策を導入したことであり、七千三百億円の公債の発行は、財政法の原則に基づき、その対象を公共事業費等に限定するとともに、市中消化によることとしたのであります。

第二は、有効需要の喚起をはかるため、財政規模を積極的に拡大したことであり、一般会計予算及び財政投融資計画の伸びは、昭和四十年に比し、それぞれ一七・九％及び二五・一％となっており、また国民総生産に対する政府の財貨サービス購入の割合は、戦後最高の二三・二％と見込まれます。

第三は、画期的な大幅減税を行なったことでもあります。

第四は、財源の重点的配分であり、すなわち、予算及び財政投融資計画を通じて、住宅、生活環境施設等の飛躍的な拡充をはじめ、社会保障の充実、社会資本の整備、低生産部門の近代化、物価対策の強化等の重点諸施策を積極的に展開いたしました。その反面、一般行政費の節減合理化につとめ、機構の拡大や定員の増加を抑制する等、財政体質の改善を推進することとしたしました。

次に、税制改正の大綱について申し上げます。昭和四十一年度におきましては、さきに申し上げ述べました基本的な考え方にとり、また特に当面の経済情勢に対処し、国税、地方税を通じ、平

年度三千六百億円に達する戦後最大の額の減税を実施することとしたしました。

そのおもな内容について申し上げますと、まず、所得税におきましては、中小所得者の負担軽減に重点を置き、平年度総額一千五百億円に及ぶ減税を行なうこととしたしました。すなわち、給与所得者の標準世帯で年収六十三万円程度までは所得税がかからないよう諸控除の引き上げを行なうとともに、中堅所得層以下に適用される税率を大幅に緩和することとしたのであります。

次に、企業に対する課税につきましては、その体質改善を促進するための措置を講ずることとしたしました。すなわち、法人の留保所得に対する税率を二％引き下げ、建物の耐用年数を短縮することにより、企業の内部留保充実に資することとしたしました。ほか、資本構成改善の促進、合併の助成、スクラップ化の促進等の諸措置を講じているのであります。

さらに、今回の企業減税の特色は、中小企業の体質強化に特段の配慮を加え、専従者控除の大幅な引き上げ、中小法人の税率の特別な引き下げ、同族会社の留保所得課税の軽減等、中小企業の実情に即した大幅な軽減措置を実施することとしたことでもあります。

このほか、相続税、物品税につきましても、国民の適正な財産形成と健全な消費需要の喚起に資するため、負担の軽減合理化をはかることとしたしました。

地方税につきましても、住民負担の軽減をはかるため、住民税及び料理飲食等消費税の減税を行なうこととしたしました。また、固定資産税及び都市計画税の課税につき、負担の均衡化、合理化を進めることとしたのであります。

昨年の夏以来、政府は、財政面から景気回復の歩みを促進するため、一連の景気対策を講じ、さらに年末には公債発行を含む補正予算の成立を見たのであります。これらの施策は、まさにその実効をあらわそうとしております。こうした局面において、公債政策を主軸とし

て、緊要な財政需要にこたえつつ、他方大幅な減税を断行することにより、積極的に有効需要の拡大をはかりとする昭和四十一年度予算が登揚するのであります。そして、政府は、予算の執行にあたっては、できるだけこれを上半期に繰り上げて実施し、これが、景気の回復に、より効果的に機能するよう全力を傾ける所存であります。

他方、金融面におきましても、引き続き、金融政策の適切な運用を通じて、緩和基調を維持し、経済の順調な拡大に支障のないようつとめてまいりる所存であります。

私は、このような財政金融政策の運営によつて、わが国経済は、昭和四十一年度を通じて、着実な回復過程を歩み、新たな発展への一歩を踏み出すに至るものと確信いたします。

以上、今後の財政金融政策の基本的な考え方について申し上げた次第であります。私は、ここに、安定、均衡、蓄積の三つの目標を掲げて、金融政策との緊密な連携のもとに、今日財政に課せられた使命を遺憾なく果たし、国民の期待と国家の要請にこたえる決意であります。

なお、本国会において御審議を願うべく予定しております大蔵省関係の法律案等は、昭和四十一年度予算に関連するもの二十一件を含め二十六件であります。そのすべてについて本委員会の御審議を願うことにもなるものと存じております。何とぞ、よろしく御審議のほどをお願いする次第であります。

○小林委員 議事進行について一言発言をさせていただきます。思います。

第一番目には、この委員会には十時半の招集を受けている。第一回目であります。私どもは十時半に参りましたが、大臣の御都合が悪いから、昼休みの休憩の時間を見て委員会を開こう、少なくとも十二時まではどうぞひとつ行動御自由ということでございます。そのときに、私は冗談まじりに、委員長、われわれ野党の議員の時間だつて時間の尊さの点においては変わりはないだろう、十二時までにはあなたは何か処置を講じなさいよと

言つた。吉田理事もおられて、しかし、まさか昼間から一ぱい飲むわけにもいかぬし、どうぞ御自由にとりかかると、私は次の行動の計画を立てておるときに、はからざるうちにこういふ放送をされて、大蔵委員会を開くから集まれ。何ですか一体。われわれをでくの坊か何かに考えているのかもしれません。そういう不謹慎なやり方で委員長が今後運営されるならば、われわれはついていけない。どうぞひとつ正確な御回答をいただきたいと思つてあります。それが一点であります。

それから第二点、これは大蔵省にも申し上げる。私はいま大臣の御説明を聞きながら、第五十一回国会における大蔵大臣の財政演説と比較対照しながら見ていた。これはこの中の文章をやや簡略にしたものにすぎないやありませんか。いい悪いも、この中に含まれていない文章で内容の違ひは、一番最後の五行だけだ。『なお、本国会において御審議を願うべく予定しております大蔵省関係の法律案』云々、これだけの文章がないだけで、あとはみんなあなたの本会議における財政演説をピックアップしたのなんですよ。それから切り抜いて書いたものにすぎない。そんなものをわざわざ印刷して、なぜ一体経費をむだにされる必要があるのですか。むだです。いささかでも新味のある異なったものをやるのならいいけれども、そういうような不謹慎なやり方はいけません。むしろこの委員会では本会議の演説よりも詳細に報告をするというのが従来のしきたりなんです。委員会における各大臣の最初の所信表明というものは、本会議場で言い尽くせなかつた問題を加味して、より詳細に、より具体的にこの委員会でも説明するというのが従来の慣行です。ところが、何ですか。本会議場における演説を要約したものでないですか。簡略にしたものでないですか。そういう委員会を軽視したような大臣の所信が一体どこにありますか。従来の慣行にはありません。この二つの問題について御答弁をいただきたい。

○三池委員長 小林君の最初の時間の問題ですが、予算委員会の都合で十二時ごろの休憩時間ではなれば大臣が出られないというように予定をしたわけですよ。ところが、予算委員会のほうが休憩になったもので、それから、とりあえず早いほうがよろうと思つて開いたわけですよ。どうぞ御了承願ひます。大臣の所信表明のほうは、従来の慣例も今日のよりな所信表明であつたということを聞いております。

○小林委員 御説明がないのですが、私は何もここでけんかをしに來たわけじゃありませんから、将来の運営の問題を十分御考案をいただきたい、大蔵委員会は本委員会の権威と自主性を持つてやっていたいただきたい。大臣の御都合や他の委員会の御都合でこつちはいつでも自由自在に振り回されていくような、そういう権威のないやり方をやらぬでくださいということですよ。

それから大蔵大臣、あなたの御答弁でございます。んか。私も国会は初めてじゃない。十数年ここでめしを食つていますが、本会議場でやつてはる演説は、時間の制限もありますから、そのほうは要を得た簡略な説明に終わつて、委員会はそれをもつと具体的に、もっと詳細に述べるといふのが、本会議場における所信表明と委員会における大臣の御説明との関係じゃないですか。それを、あなたのほうでは本会議場のほうは詳細に説明し過ぎたから大蔵委員会は簡単にやろうという。本会議場の説明を三分の一に削つて要点だけを説明されるようなやり方は、私の知る範囲内においては、こういう慣行は初めてだ。いかにも委員会を軽視されているようなやり方ではないか、こう私は感ぜざるを得ないが、一体どうしてそういうようなことをおやりになったのか。同じ大臣の説明ですから、ひとつお答えをいただきたい。

○福田(赳)國務大臣 今回私が、所信を述べ、こういふことで、お答えをする意味におきまして、ただいま申し上げたわけでありまして、所信という点になりますと、これは私の考え方の基本を申し上げることだろうと思つております。今回は財政政策が非常に転換をしておる、その転換の私の考え

方を率直に申し上げることが一番いいんじゃないか、そうなりますと、本会議における演説とそう違ふということになるはずがないのであります。そういうことから、たまたま本会議の演説と同じような内容になりました点は、私も率直にそういふふうに認めます。認めますが、個々の税の問題とか、あるいはこれから出てくる、いろいろな派生する法律案の問題、これはそのつど詳細に申し上げますので、この際としては、私は、基本的な考え方を大蔵委員の各位に、重複はいたしますが申し上げたほうがいいんじゃないか、そういうふうに考えまして、ただいまのような内容のものとなつた次第でございます。

なお、委員会は理事会もあることありますから、そういうことで、今後はこうしたほうがよろうというように御注文でもありますれば、そういうふうなことを考えてつけようでございますから、ただいまやつたのは、そういう趣旨に基づいたことを御了承願ひたいと思つております。

○有馬委員 いまの大蔵大臣の御答弁、それから小林委員の質問に関連して、この際大蔵大臣としての所見を承つておきたいと存じます。

それは、日ごろから私も蔵入委員会としての当委員会の院の構成の中におけるあり方ということ、いろいろ理事会その他を通じて意見を申し上げてまいりましたし、またこれは議院運営委員会の問題でありますので、機会あるごとに議論のほうにも私どもの所見を申し上げてまいりましたのであります。現在その蔵入委員会としての大蔵委員会と予算委員会との関連が、ただ慣行ということでそのまま踏襲されてきておつて、それを検討する機会がないというところに私は問題があらうと思つてあります。そういう意味で、この蔵入委員会としての当委員会と予算委員会との関連について、大蔵大臣として、所管大臣としてどのような見解を持っておられるか、あわせてこの際お聞かせおきを願ひたいと思つております。

○福田(赳)國務大臣 予算委員会と大蔵委員会は、まさに車の両輪のごときものである、こうい

りふりに考えます。ただ、予算委員会のほうはいろいろな人が、いろいろな関係が関係したすわけでありまして。当委員会は主として私が関係するよう次第でございます。そういう関係で、時間的の調整に私も非常に苦慮いたすわけでございますが、全力を傾けて、車の両輪のそのいづれの輪にも支障のないように最善を尽くしていく、これが私の考えでございます。

○小林委員 議事進行ですからこれで終わります。大臣の先ほどの答弁に私は了承できません。とにかく長い間——繰り返して申し上げますが、長い間、本会議場における所信表明を詳細にかつ具体的に述べるといふのが、予算委員会をはじめ各委員会の大臣の所信表明であります。私が調べたところでは、今回だけは本会議場における詳細な所信表明に対して、委員会のほうは、あなたのとおっしゃるプリンスブルですか、その趣旨とするところだけ要約して述べたというお話で、簡略なところという説明を承ったことになりまして、私は了承できません。あとからお話し合ひできめていただければ今後改めるというお話がございましたから、そのお話を了承して、このたびはこれで質問を打ち切ります。どうぞ十分御注意をいただきたい。

○三池委員長 これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次これを許します。佐藤観次郎君。

○佐藤(観)委員 最初に、私の母校でありますが、いま学生が非常に騒いでいるわけでありまして、その大きな原因は、御承知のとおり、国立大学の授業料がいま年間一万二千円、それから今度早稲田が上げようとするのは年間授業料八万円にしようというところで学生が反対しているわけでありまして。大体、一方においては国家の補助が一名に對して四十万、ところが一方の国立大学では、一人に對して八十万円の補助をして学校をやっておりますわけでありまして。ちやうどいまの資本家と中

小企業者、こういうような非常に矛盾に満ちた世の中でありまして、こういうような状態が續くというところは、教育の不均等という意味で非常に問題があると思うのです。そこで、現在学生がどういふことになっているかといふと、国が受け持っておる学生がその三割、それから私学が大体七割でありまして、教育というものは、何も私学だから政府がほかっておつてもいいというものではない。イギリスなどは、私は調査に参りましたけれども、大体国が七割五分の負担をして私学に援助しております。ちやうどこの間予算委員会でもわが同僚の山中委員から総理に質問したときに、総理も国立の大学でございますから、おそろく福田さんもそうでございますから、私学の苦勞を知らない、ほとんど人ごとのような答弁をしておられました。これは日本の教育の問題について重大な問題だと思っておりますが、大蔵大臣はこの点をどういふようにお考えになっておりますか、まず何いいたいと思ひます。

○福田(越)國務大臣 私どもが早稲田大学に行つていまして、この問題には非常に關心を持っております。私が聞くところでは、早稲田大学の問題は、学生会館の管理権が一体学生の手に歸すべきかどうか、こういう問題がまずつかけてあり、そこへ慶応並みの授業料値上げということがからみ合つて今日の事態になっておるというふうに聞いております。それはそれとして、たゞいまお話のように、私学にこういう問題が起こるといふことは非常に遺憾であります。したがうして、こういう場合にこそ私学のあり方というものをも再検討してみる、みんなして考えてみるということとは、国家的に必要なことであるといふふうに考えます。昔は私学と官学が大体生徒の負担におきましてはさう違ひはなかつたやうでありまして、今日非常に違ひが出てきた。これは私は是正していふべき問題だといふふうに考えます。そういうふうには考えますが、しかし、一挙にといふわけにはなかなかいかぬ、長い時間をかけなければならぬ問題だと考えますが、そういう角度か

ら、政府におきましても決して私学をほっておくわけではないのでありまして、国家的に必要とされておる理工科のごとき科学技術の部面につきましては、その施設費を国家において補助をいたしますとか、あるいは経営自体につきましても私学振興会を通じて出資をいたす、あるいは財政投融資資金を回すといふような措置を講じておるわけでありまして。今後とも私学が健全に私学として日本の教育体系の中での任務を果たせるよう尽力、努力をしていかなければならぬ、そういうふうに基本的に考えております。

○佐藤(観)委員 大蔵大臣のむすこさんが私学に入つておられるといふことは直接のいい参考になると思ふのですが、私が考えますと、あなたのその局長さんたちも秀才ばかりですから東大出の人が多いのです。それから文部省の役人も大体大出が多い。これは国立の大学出が多いので、どうも私学の立場の理解が非常に少ないといふような感じを持っております。そこで、御承知のように、私学振興会の負債の問題、それから国が私学振興会に与えておる投融資の問題も問題になっておりますが、昨年は慶応があれだけの大きな騒ぎをやり、ことは早稲田、来年は明治だろうと言われております。全くリーグ戦みたいになるのですが、おそろく国の考え方がいまのようなことである限り教育の機会均等が失われて、金持ちのむすこでなければ国立に行けぬやうな状態がどんどん出てくると思ふのです。いま早稲田の問題は非常に大きな社会問題になっておりますが、ここらあたりでよほどの大きな転換をしなければ私学が衰滅するのじゃないかといふことも言われております。そこで、御承知のように、これから三年間は非常に学生がふえるので、国も文部省も非常に過剰な浪人がでてくるというところで、たしか今年度は昨年より二万三千人くらい国立の学生をふやして募集しております。しかし、そのほかの大ぜいの七万人、八万人というのは結局私学がそれをふやしているわけでございます。そこで、今度文部省と大蔵省で、この四十一年度にお

いて二十七億圓くらいの融資をして、とりあえず借金が多い学校から処理をしてやろうといふような声が上がったといふことも聞いております。焼石に水ではありますけれども、とりあえずの問題としてこういうことをやれば当面の苦境は救えるといふように考えておりますが、その点は大臣はどのように解釈され、どのように行なつていくのか、これも何一つおきたいと思ひます。

○福田(越)國務大臣 昭和四十一年度の予算では財政投融資資金を百九十億圓私学振興会に回すわけですから、それからさらに政府がこれに十二億圓の出資をいたすわけでありまして。そういうことを通じて、つまり、私学振興会という機構を通じて、私学の経営全体をいささかでも援助していき、こういう考え方をとおつておるわけです。別に政府が何とかして教育政策上推進していかなければならぬ問題があります。それは理工科の問題とか、そういう問題であります。それらに對しては直接国が補助金を出して、そしてその教育をお願いする、こういう考え方をとおつておるわけでありまして。

○佐藤(観)委員 そこに主計局長もおられますから、これと関連して申し上げたいと思ふのですが、どうも大蔵省は国立の大学だけは自分の直接のあれだからやらなければならぬ、私学の学生は直接でないからといふやうな観点から、まあ文部省もさうでありますけれども、大蔵省は非常に冷たい感じを持っております。しかし、私たちは政治家として、当然国でやらなければならぬ教育の機関を私学にやらしているという立場からすれば、もう少し積極的に支援をする必要があるのではないかと、いふふうに考えておりますが、この点は大臣はどのように考えておられるのか。私たちは、少なくとも教育といふものに對して、これは教育基本法でもさうでありますし、憲法でもさういふことが書いてありますけれども、それが国立であるが私立であるが、教育といふものは同様に見るべきではないかという観点に立つておるのですが、この点は一体どういふようにお考えになつて

おりますか、大臣に伺いたいと思います。

○福田(起)国務大臣 私学と官学、いずれも将来日本の運命をなすべき青少年を育成する、こういう意味におきましては全く異なるところは無いのであります。ただ経営主体が、官学におきましては国において責任を持つということ、これはもちろんであります。私学におきましては、一定の民間の団体あるいは民間の機構というものが責任を持つ、こういうことになっておる。そういう点で、やはり私学、官学に対する財政措置におきましてもおのずから違ふ点が出てくる。これは私はやむを得ないところじゃないかと思ひます。しかし、それがね返つて学生に非常に大きな負担を課する、負担の違いが出てくるというよりなことは好ましいことじゃありません。したがうして、先ほど申し上げましたとおり、これは政府の努力だけではとても片づく問題ではございませぬけれども、いささかなりとも政府がそういう方面で力になればというので、あるいは融資において、あるいは財政支出においてお手伝いをしておる、こういう状態でありませぬ。いずれにいたしましても、私学は経営主体が民間団体、民間機構であります。これが責任を持つものであります。それから、これは官学と本質的に違ふところがある。これは私が申し上げるまでもないところかと思ひます。

○佐藤(觀)委員 大臣にお伺いしたいのですが、私学といへども、教育は営利事業でありませぬので、やはり国と同じような方針で教育をするということになるわけですから、まあ、いろいろの解釈もありませぬけれども、当然国の助成というところがやはり根本になつてくると思ひます。そこでいろいろ私たちが知つておりますけれども、慶応の学生があれだけ去年騒いだ、早稲田はおそらくあれの三倍ぐらいは騒いだらうと予想しておりましたが、こういう問題はいろいろな社会の機構の中に出てくる一つの大きな矛盾だと思ひます。しかし、いまのままで毎年各大学で問題が起きると思ひますが、こういう点で、国の助成とい

うことについて明年度考えられる余地があるのかどうか。この点を伺つておきたい。

○福田(起)国務大臣 国の助成につきましては、私学振興会に対する出資を増額する、あるいは融資を大幅に増額いたしますとか、そういう措置を考へておるわけでありませぬ。また、さらに税の面で、私学などに対します寄付金は免税にするというふうなことを考へたらどうかという意見が多いわけでありませぬ。しかしこれは、一応そういうお考えを持たれる向きとすると、これは私も私も理解することが出来るわけですが、これは税という観点から見ます場合に、また財政のやりくりという点で考へる場合におきまして、これをみだりに免税あるいは軽減をするというわけにもまいらぬ。これは長い間大蔵委員をされておりました佐藤先生におかれてはよく御理解の届かれますところだと思ひますが、しかし、それにいたしまして、軽減措置を講ずることは時宜に適したことである、こういうふうな考へまして、今度は寄付金の場合に、五十人の会社が、あるいは五十人の個人がなければ免税措置の要件を満たさないということになつておりましたものを、十人あればよろしいというふうないたしましたとか、あるいは松下山幸之助さんみたいな大金持ちが、自分が全部寄付をするということが許されぬ。松下山さんでもその対象事業の二〇〇％しか免税の対象にならぬというふうなことでありましたが、これを五〇％まではいいというふうないたしましたとか、あるいは税率の改正をいたしますとか、いろいろそういうことをいたしておるわけなんです。ともかく、四十年一度はそういうことをいたしますが、今後といへども、私学については関心を持ち、注意を払いながらやつていきたい、かように考へております。

○佐藤(觀)委員 大臣はいろいろ私学振興会に金を出しておると言われますけれども、これはただの利息でなくて、普通六分五厘、しかも高いのは八分五厘という高い利息で借りておるわけなんです。この点は十分考へていただかないと、国の助成は

わずかなことでございませぬ。これはこんなことばかり言つておられませんか、ほかの問題に移りませうけれども、十分にこれは考へていただきたいと思ひるのであります。

それから、池田内閣から佐藤内閣とずっと続いておりますが、われわれが考へると、非常に行き当たりばつたり、その場面に合わせのこをやつておられるように思ひます。そこで、佐藤さんや福田さんたちは、党内野党でいろいろ正しい意見を言つておられましたけれども、やつてみれば、ちょうどこの四、五年間ずっと自然増収で、その自然増収があるのをいいことにして、いろいろ食い散らしてやつておつた。やりたいことをやつておつて、そして御承知のように、四十年度は税収入が二千六百億円ばかり減つたから公債を出すというふうな、実にその場面に合わせ盛んにやつておるのに、これは三年ぐらい前には、佐藤さんも、それから前の田中大蔵大臣も公債は絶対に出さぬ、そういうことを盛んに宣伝をされておつた。しかるに、わずか半年ぐらゐになつてから、いかに公債政策を初めから考へておるかのような、まあ、この説明にも書いてありますけれども、いかに最初めから予定を付けて公債政策に踏み切つたように言つておられますけれども、これは非常におかしな話だと思ひます。初めの見積りも収入が減つて、二千六百億円も自然増収が減つたから急に公債を出す、こんなことなら三つ子でもやるわけです。予算が減つたから公債を出す、そんなやうな無責任なことなら、これは普通なら内閣がつぶれるのでありますけれども、社会党が弱いので、残念ながらつづすわけにいかない。これくらい大きな失敗はないわけなんです。これは福田さんばかりの責任じゃありませんけれども、こういうでたらめなことを理論づけて、いかに公債政策が正しいやうなことを言つておられるのであります。が、これは私としては片腹痛いと思ひます。その点は一体どういふようにわれわれに説明していただけますか、大臣に伺いたい。

○福田(起)国務大臣 これは大事な点ですから、少し詳しく申し上げたいのですが、佐藤総理は、前々から公債発行論を考へておられたのです。一昨年の自由民主党の総裁選挙のときに、三千億減税ということを言つておられますが、一体三千億の減税が一挙にできるか、こういうことになりませぬ。これは公債発行ということ考へられておつたのです。佐藤さんの御意見は、国は借金しても国民を富ますべきである、そういう基本的な考え方に立つておつたわけでありませぬ。しかし、総裁選挙では十票の差で破れて、その考え方は実現できな。十一月に総理、総裁になつたわけでありませぬが、しかし、これが御承知のようないきさつで、話し合ひだ、池田さんの政策をそのまま継ぐのだ、また、人事、つまり閣僚ですね、これは一人もかえないのだ、こういうことでやつたものから、やはりそういう根本的な財政改革をするというわけにはまいらなかつたわけでありませぬ。それで、昨年の六月内閣の改造があつた。よく新聞なんかでは自前内閣ができたといふふうにいわれますが、そこで佐藤さんらしい新しい政策に取り組み、こういうことになつたわけなんです。私は、大蔵大臣に就任したその日に記者会見だとかテレビの会見なんかを求められた。そのとき、すでに公債発行による財政政策の転換をするのだというこを申し上げたわけでありませぬが、そういう大胆なことを私は申し上げ得る背景というものがあつたわけなんです。つまり、もう一年もかけてそういう問題を検討してきた、こういうことなんです。公債政策といふものが生まれてきたわけじゃない。そのあとでこの税の落ち込みという問題が起きてきておるわけでありませぬ。四十年度においては、そういう臨時、非常の事態でありませぬので、財政法第四条の特例による公債を出すというふうにいいたしました。が、私も年々考へておりました公債政策による財政の転換というこは、四十一年度からこれを実行するといふ形になつてまいりました。四十一年度は財政法第四条による公債

だ、こういうことになってきておるわけでありませう。

○佐藤(観)委員 理屈は幾らでもあとでつきましますから、じょうずに言われればけっこうだけれども、私たちはその理解はしていません。

そこで、これからの方針もいろいろきまるわけですが、最近の三十六年からの五年間の間に、御承知のように予算が大体二〇%ずつ膨張しております。それから、財政投融資も、大ざっぱであります。それが、やはり平均二〇%ずつふえておるわけです。そこで、そういうことをやっておきながら、この上に公債が出る、そしてその結果、通貨が膨張してインフレの傾向になる——インフレと言いませんけれども、インフレ傾向になるというよりな考えを私は持つておるわけです。そこで、いふまでもなくこれをふやしていくのか。三年先まで二〇%ふやしていくのかどうか。その点、大型予算というところが問題になっておりますけれども、とどまるべきところがないのかという不安が国民の間で起きている。これはあとで物価問題とからんで御質問しますけれども、一体政府はどの点が焦点でこういうようなことをやっているのか。これは福田さんが永久に大蔵大臣をやっておられるわけじゃありませんけれども、そういう見通しをひとつ伺いたいと思います。

○福田(起)國務大臣 公債政策をとりましたゆえんは、いろいろあるわけでありまして、一つは、財政と経済というものが一体的に働かなければならぬ、こういう考え方があります。つまり、経済の動きに対して財政が有機的な動きを示すべきである、こういう考え方がなるわけでありまして、民間の経済が好調であるという際には、財政の規模はやや抑えぎみのほうがよろしい。また、民間の経済が不況の際には、その不況を補う意味において、財政はやや積極型がよろしい。そういう財政の弾力的な運営をはかるということは、均衡財政という考え方はなかなかむずかしい。逆に働く可能性があるわけです。つまり、景気がいい、租税収入がうんとふえる、したがってこの際大いに

国の事業をやつてしまえ、こういうようなことになる。過去のいきさつがそれを端的に示しておるわけでありまして。公債をもつて財源とするという際には、それが非常に弾力的に運営し得るというふうに考えるわけでありまして。そういう考え方がいままして、今後のことを考えてみますと、昭和四十一年度、これは非常に民間活動が低迷の時期に当たるといふふうに考えるわけでありまして。つまり、民間設備投資のごときは大体横ばいというふうな程度じゃあるまいか。それから昭和四十二年、四十三年度という時期も大体四十二年と同じような状態が、これは大きく見ての話でございますが、同じような傾向が続くんじゃあるまいか、そういうようなことを考えますと、この期間におきましては、財政は積極的な動きをしなきゃならぬ。したがって、その調節弁である公債は、やや多額のもので、四十一年度、四十二年、四十三年度と続いて発行されるようなことになる。しかし、そういう経過を経ながら民間の経済力もだんだん境目になると思ふのであります。これがどういふ動きをするか。しかし、日本の経済が公債発行政策を主軸とする経済政策によりまして回復する、という時期は、必ず四、五年先には来るであろう、そういう際には租税収入のほうは高まってくるわけでありまして。そうしてだんだんと公債の発行額は縮めていけるようになってくる、かように考えるわけでありまして。これは過去の日本の経済の動きが今日と非常に似た動きを示しておるのであります。昭和七年に予算の三割に及ぶ公債の発行というものが行なわれた。それが八年、九年と続いたわけですが、そうすると、もうすでに租税収入に非常に大きな変化があらわれてきております。十年には公債を減らし得る、こういうような状態になってきておるわけでありまして。私どもはそういう過去の経済の歩みなんかを見つめながら、これからしばらくの間の財政運営をしていきたい、そういう考えを持つておるわけでありまして。

○佐藤(観)委員 そこでひとつ伺いたいのは、これは予算委員会でも、私のほうの勝田田君の質問に対して総理も大臣も答弁しておられましたが、当面の問題は、やはり昨年から例のない大不況で、倒産は歴史を破つたほどの大倒産がたふさんありました。そこで、当面の経済政策は不況を克服する、ということがおそろしく主眼点だと思ふのですが、その点は間違いないでしょうか。

○福田(起)國務大臣 不況を回復すると同時に、この不況の回復の過程で今後の経済を安定成長の路線に乗せる。つまり、その中心は物価の問題であります。物価を中心とする安定経済路線の設定、これを不況の回復の過程から生み出していく、この二つを目的としておるわけでありまして。○佐藤(観)委員 そこで、私たちがどうしても納得できないのは、その景気を上昇させるというのと、物価が上がるといふこの問題だと思ふのです。

そこで重ねて伺いますが、景気を刺激するよりな大型予算を組むと消費物価がたいへん上がってくる、これは私が見ている。そこで大型予算が物価の上昇を促進するということになると思ふのですが、景気を刺激するよりなものによつて当然購買力がふえてくる。需要がふえれば物が上がってくる、こういうのは経済の原則だと思ふのですが、そこで、予算が景気をよくするようになれば、物価がどんどん上がってくる。そこで、四十一年度の予算は物価を上げる予算だとわれわれは解釈するのです。私は景気をよくする、ということは、同時に物価を上げるといふ結果になる、ということを考えておるのですが、この点をわれわれにわかるように説明していただきたいと思ひます。

○福田(起)國務大臣 一体、物価と言われましても、あなたは消費者物価のことを言われておると思ふが、消費者物価はなぜ上がるかというところ、私は、中小企業やあるいは農村、特に農村であります。農村の生産性が労働銀の上がりとか、そういうものを吸収し切れないうところに問題がある、こういうふうに考えておるわけです。つま

り、景気が悪ければ消費者物価というのは、ほんとうはうんと下がるべきはずなんです。それが下がらない。下がらないゆえんのもの、そこに問題がある。これを世の中じゃ構造的なものとかいふことは呼んでおるといふふうに思ふわけでありまして、この経済の需給の動きと別に消費者物価というものが動いておる、そこにこの問題のむずかしさもある、私はこういうふうに考えておるわけでありまして。そういうようなことで、第一のお答えをいたしました。いまの消費者物価の動きは、その過去の経済循環のような密接な関係はない、こういうふうに考えております。

それから第二は、今日の経済情勢は、需要を喚起いたしましたけれども需給のバランスが破れるという状態じゃない、供給力が非常に過剰な状態になつておるといふ点であります。この過剰の度合いというものは非常に高いのであります。いろいろの見方があるが、大ざっぱに見て三割ぐらいの設備が遊んでおる。これをデフレギャップというやうなことは呼ぶ人もありますが、なかなか一挙に埋め尽くすというやうなわけにはまいらない。これを埋め尽くすには二、三年はかかると思ふのであります。そういう状態下で四十一年度の予算が相当膨張した。これは、私は、経済の動きに対しては、いい効果はありまして、悪い面は出てこない、特に物価問題につきましてマイナスの面は出るはずがない、こういうふうに考えておるわけでありまして。

○佐藤(観)委員 非常に矛盾が出てくると思ふのですが、大蔵大臣が毎日新聞の経済部長の質問に答へられて、きょうその回答が出ております。そこで、福田さんは直接は言われませんが、大体いままでの政府の方針では、消費者物価が上がつても、賃金が上がつておるから、こういうことを一般的に言われておる。そこで今度はこんなたわいもない答弁——いま福田さんは言われまじけれども、そういうふうに解釈されておる。しかし、物価を下げるために賃金をストップさせたらどういふことになるかといへば、これは国民の購

第一類第五号 大蔵委員会議録第九号 昭和四

不日卒

日本は、ユネスコの方針を踏まえて、いかなるの

わすか二十億二千八百万円という

担保で二百八十億円の金が大蔵省の特別融資で借りられたことになるんですが、これは福田さんの前の田中さんのときにやったんですけれども、こんなことが許されるということになれば、日本の銀行というものは、このくらいの担保を取ってやつておたら全部つぶれてしまふと思ふのです。この点はあまり深いこと追及しませんが、れども、どのように解釈されますか、わかりやすく説明していただきたいと思ひます。

○福田(赴)国務大臣 昨年の五月ごろの経済情勢を振り返ると御納得がいくんじやないかと思ひます。あのころは、設備過剰というデフレ圧力が経済の全面をおおつてゐる状態であり、倒産、破産もどんどん出てくる、また株価は底知れずの低落状態である、こういうような状態でありました。そこへこの数年間に企業間信用というものが非常に幅広く張りめぐらされてしまつたわけなんです。日本経済の一角に何か重大な変化が起こるといふようなことになると、一波万波を呼んで、これが信用恐慌、つまり日本の信用機構が麻痺し、混乱をするという状態がでかねないときだつたわけでありました。そういうときに山一問題というものが露呈をいたしてきつたわけでありました。山一は、御承知のように、日本の証券界では屈指の大会社である。ここに問題が起こるといふようなことになると、まさに崩壊寸前の日本経済の一角に火がついたといふことになることが必至である、そういうふうな考えられたのでありまして、これはほんとうに日本銀行とすれば伝家の宝刀であります。二十五条を発動するといふことになつたわけでありました。これによつて、日本経済が非常な混乱になるといふことを防ぎ得たのであります。かように考えております。

○佐藤(親)委員 まだ申し上げたいことがたくさんありますが、中央銀行のあり方について、これは日銀法の改正とからんでこれが問題になると思ふのですが、こういう問題は私たちがどうしても納得できない点が多々あります。そこで、日銀法

の中央銀行としてのあり方、それからわすか二十億円の担保で二百八十億円の借りられるといふこと、こういうことはだれも納得できません。もし金融機構が起きればといふことで、政府がそういうことをおやりになるとすれば、私立大学が混乱を起しておれば、当然これはほかにも波及しますし、何とかしなうものだが、これはやらぬ。どうもその点が国家としては片手落ちだと思ひます。

最後にもう一点、貿易問題について一言だけ。ちよつとお伺ひしたいと思ひます。これは先回にも、福田大蔵大臣が就任された当座に、日ソ貿易の問題、日中貿易の問題を私がこゝで質問いたしましたら、たいしたことはないようなことを言つておられましたけれども、最近ソ連側も日本に対する好意を持ってきたといふこと、日本の財界も百八十度転換して、このごろは日ソ貿易の問題が真剣に討議されるようになりました。中共貿易は吉田書簡がなかなか問題になつておりますが、少なくとも日本の貿易の独立性から考えて、日ソ貿易でもひとつ力を入れてやつたらどうかといふことが各方面でも言われておりますし、同時に、アメリカ一辺倒ではたいへんだといふことで、だいたい財界のほうもゆれておるようであります。この点について、福田さんが大蔵大臣になられた当時と同じような御意見を持っておられるのかどうか。日本の経済の独立のための貿易の問題についてどのようなお考えを持っておられますか、これを最後にお伺ひしたいと思ひます。

○福田(赴)国務大臣 あの当時と考え方は変わつてはおりません。つまり、ああいう政治形態の変わった国との経済交流は、これは政経分離でいくほかはない、政経分離のもとに経済の発展をはかるべきである、こういうふうに今日といへども考えております。

○佐藤(親)委員 それでは、これで終わります。

○三池委員 只松祐治君。

○只松委員 きょうも財政方針のもとに所信表明があつたのでありまして、いろいろなことを大蔵

おつしやっておりますが、私たち大蔵関係で国民に最も関係のある、あるいは大事なことがたくさんございまして。その中の一つ、先ほどから佐藤さんも論じましたけれども、いまの段階が経済のどういふ段階に当たるといふようなお話がございまして。ほんとうは、時間があれば、いまの自民党の佐藤内閣がとつておる中期経済計画が途中で変更になつたり、あるいはいろいろな計画が立てられたり、そういうことをしておる不定見な経済政策についてまずお伺ひしたいと思ひますが、それはやめま。

ただ、国民が一番関心の深い物価の問題、インフレの問題について、大蔵当局なり大臣は、これを経済構造の面から、インフレではない、こういうことを盛んにおつしやつておるわけなんです。しかし、国民生活の面から見れば、すでに去年で七・五%か六・五%上がつておるわけなんです。あります。でありますから、国民生活の面から見れば、これは明らかにインフレだと思ふのです。単なるいわゆる公式的な経済学という面から見れば、福田さんはオーソドックスな経済学者だそうでございますから、そういうお答えもあるかと思ひますが、国民生活の面から見れば、こんなに物価が上がつて、ことしはまた五・五%とかおつしやつておりますけれども、とてもこれではとどまらない物価の上昇である。こういう面から見れば明らかにインフレだ、こういうふうに私は見るわけでありまして、この見方に対してどういふ見方を持っておられるか。あるいは、これも繰り返してお聞きになり、説明されておるところでありますけれども、インフレでないといふれば、あるいはある面からは、経済構造の生産過剰の面から見ればデフレ的要因もある、こうお話しになれば、何かそこを物価を抑止する方策といふものがあるのではないか、こういうことも考える。しかし、そういう面については、経済構造の面から、インフレでない、こういうことをおつしやるだけで、そういう面からの物価の抑止策といふものは何ら考えられないわけでありまして、そういう点が全然な

いのかどうか、ひとつお伺ひをしておきたい。

○福田(赴)国務大臣 今日の経済は、私はいろいろな見方があると思ふのでありますが、現象として見ると、デフレの面もあるし、インフレの面もあるし、非常に複雑な経済状態でありまして、これを一口でどういふ経済状態であるといふふうには言えないと思ふのです。インフレ、インフレといひますが、これはなかなか重大なことばだと思ふわけでありまして。学問的な意味におきましては、いまお話がありました、札の値段が下がる、これがインフレといふことだろうと思ひます。それじゃ一体札の値段は下がつておるかどうかといふと、これは卸売り物価は大体安定しておるわけですが、卸売り物価の面の貨幣価値といふものは安定しておる。対外価値も安定しておるわけなんです。しかし、われわれの生活に直結する消費者物価のほうは上がつておる。こういうことで、インフレなりやという面もまた非常に回答の困難な状態にいまなつてきておるわけです。しかし、普通インフレ、インフレといひますのは、これは貨幣価値が下がつて、これがどんどんと進行して停止するところがないという状態をさす場合が多いのであります。が、そういう意味におきましては、私は絶対にインフレでない、こういうふうには考えます。インフレ論議がございしましたから、そういうふうな申し上げたわけでございますが、しかし、とにかく消費者物価が上がるといふことは、これは非常にゆゆしい問題であります。私も年来これを憂えておるわけでありまして、先ほど申し上げましたように、これは構造的要因に基づくものが多いのであつて、需給の關係はむしろ従たる關係にある、こう見ております。したがって、その構造的要因、つまり低生産性部門の生産性の向上に粘り強く取り組んでいかなければならぬし、また同時に、これと並行いたしまして、当面の問題である流通機構の問題でありますとか、あるいは労働の流動性の問題でありますとか、そういうような問題につきましても取り組んでいかなければならぬ。また、これだけ科学技

術が進歩している世の中でありますから、われわれの生活のあり方というものにつきましても国民全体が考えていくべきじゃないか、そういうふうにも考えておるわけでございます。とにかく、これは非常に重大な問題であるという認識のもとに努力していきたいと存じております。

○只松委員 まあ、インフレ論議をする時間もございますが、札の値段が下がったのがインフレである、こうおっしゃったが、札の値段が、ことし一年だけとりまして、もう相当下がっておりますが、この数年來の札の値段をとれば——これは、大臣はあるいは直接お使いになる機会がないかもしれないが、奥さんあたりに聞いていただければ、八百屋なんかに行つて、お札の値段がいかに下がつておるか、千円札を持つていった場合に、この二三年來どんなに札の値段が下がつておるかというところは端的にわかることである。

ただこれは、恐慌状態におけるインフレ、それが通常インフレと呼ばれるものですが、私はそういう意味で言つては、あなたがおっしゃるのとではおつちやうた札の値段がなくなつてきておるのではないか、国民の消費面からインフレではないか、インフレである、こういうふうに言つておる。まあそういうことで、卸売り物価は上がつてないけれども、消費物価は上がつておるといふならば、結局卸売り物価から、消費される部面に至る流通機構なり何なり、ここいらに——それだけ卸売り物価が数年來上がらない、消費物価だけそうやうして何倍か上がつてくるということであれば、ここに問題点があることは明らかなんです。

まあ物価対策委員会などもできておりますから、きよりは時間がありまけんからそこまでやりませんけれども、政府としても、ただ憂慮すべき問題だ、困つておるといふことだけでなくて、卸売り物価が上がらなくて、消費物価が上がる、そこにどういふ流通機構の問題があつて、どういふふうになつておるか、こういうことを的確に調査され、対策を講じられることが必要だと思ひます。ほくら予算委員会に行つていろいろ聞いております。

しても、きのうもちよつと発言しようと思つた時間がなくなつたわけですが、あつて税制問題その他お聞きしますけれども、何か大所高所からだけ論議がなされておつて、ほとんどそういう具体的な詰めた議論というものが、予算委員会でもほかの委員会でも少ないように思ひます。政府側の答弁もそれでお茶を濁されておる。そういうことでなくて、困つておるか、苦慮しておるということではなくて、そういう御答弁を私はいただきたいと思ひます。

次に、私は、福田さんのことをあえて言うならば、公債大臣だと言つてもいいと思ひます。戦後公債政策がとられなかつたのに、福田さんの責任であるかないかは別にいたしまして、二千五百九十億円の公債を初めて出されて、今度七千三百億円出されよう、こういうことでございます。この場合も、常に減税をしておるし、あるいはいろいろなことをやつておるのだから、歯どめをやつておるからインフレにはならないのだ、あるいは公債のいろいろな面において心配ないのだ、まあ、心配があるとは、これはなかなか言えないだらうと思ひます。すけれども、おつちやうたところ、たとえば、私はそういう意味の具体的な例からちよつと見てみますと、ある金融機関で三百億円の預金を持つておつたとする、本年度約五千億円の公債の割り当てがあつた。来年度の四月以降の分七千三百億円の中から約四億四千万の割り当てがくる、再来年度さらに一兆円のものがある約五億五千万、そのときは預貯金額の総額は多少上がるでしょうけれども、十億円の割り当てをその金融機関が持たされることになる。こういうことになるわけですが、五億円で、六分八厘でいきますと、三百億円の程度の預貯金を持つておる金融機関で大体とんとのようです。銀行筋がちよつともうかるわけですね。五十億円とか百億円とか、零細の金融機関はこれは逆さやになつておる。七分二、三厘くらいになるとか、そういうふうになつてきますと、この三百億くらい持つておる銀行でも十億以上は持てない。もう十億円で

も逆さやになる。とんとんになる、ちよつともうからないというのが十億円かかえたものではもうたまりません。こういうことを言つておられます。こういうところから、おそらくこの金融機関でも五億円以上自分のところで公債をかかれば、これは必ずしや気がさして買わないか、日銀に買つてもらわなければならぬ。こういう事態が起こることとは必定でございます。これは再来年になれば大体そういう事態が起こつてきます。これはもう端的に起こつてきます。さらに私たちは当面経済が浮揚する見込みはないと思つておる。インフレでも大いにお進めになれば別でございますけれども、そうなるも福田さんの総理大臣といふこともちよつと望みがなくなるでしょうが、インフレをやらない、こういう経済政策でいかれるならば、これは明後年はたいへんなことになるだらう。それをさらに数年お続けになるということになれば、金融機関は一面に反発してまいります。したがつて、そういう面から、ただ幾ら出すかということにいままでいろいろお答えがございましたけれども、そういう具体的な面から、一体幾ら出したか、まだ引き受けるか、あるいは市中消化が出来るのか、歯どめの一つの要因になつておる市中消化ができるかとお考えになつておるのか。そういう具体的な面から見て、幾らくらい出すのが妥当だ、これは経済構造と経済の進行状況と関連してすぐお答えになれると思ひますが、こういう具体的な面から見て、幾らくらい金融機関が引き受けてくれるかと思ひになつておるか伺ひたい。

○福田(起) 国務大臣 昭和四十一年度に幾らの公債を出すことが適當であるか、こういうことでずつと長い間検討をいたしてきたわけですが、その結論が七千三百億円ということになつてきておるわけでありまして、その結論はどつて出てきたか。こういうことは、一つは財政規模との関係があります。それからもう一つは、市中で大体消化というたてまえをとるわけでありまして、その消化が一体可能であるかどうか、こういうことであ

ります。私は、昭和四十一年度という年は、財政は大幅にして、そうしていわゆるデフレギャップの一部を補う、こういうことが経済の立ち直りのためにぜひ必要であるというふうに考えたわけでありまして、そういう角度からいふと、公債はよいけい出すということになります。しかし、ただいま申し上げましたように、市中の消化というよりなことを考えますと、そう出すわけにもまいらない。そういうことで、市中の消化ということに基づいていたしまして七千三百億円の結論に到達したわけでありまして、大体半年間のいろいろな話し合いの結果、この辺がまずまず適當であらう、こういうふうな考えられた結果がこの数字に相なるわけでありまして、今後の昭和四十二年のお話がありまして、この七千三百億円という基準がそうたくさん動くことはないと思ひます。この七千三百億円の推移を見なければわかりませんが、おそろくそうあなたがおっしゃるようによい、これが一兆円以上になり得るんだという情勢でもないと思ひます。まあ大体四十一年度について検討いたしましたその結果というもので出た七千三百億円というものが大きく浮動するということとは私はないのじゃないか、そういうふうに見通してあります。

○只松委員 七千三百億円がここの当面公債を出していくものめどだ、こういうお答えのようでございしますが、明後年一兆円となるようなことはない、あるいはそういうときに金利をもつと上げ、金利を變動させていく、こういうことも考えていない、こういうふうに見てよろしいのですか。

○福田(起) 国務大臣 金利の点はちよつとよくわからなないのでありますが……

○只松委員 金利の變動をしない、市中公衆がでないならば金利を上げていく、こういうこともいまのところは全然考えない、こういうことですか。

○福田(起) 国務大臣 今日金利体系の中で一体公債の利回りがどの程度で消化されることになる

か、こういうことにつきましても、その額と並行いたしまして検討を進めた結論が、すでに御審議をお願いいたしました昭和四十年年度の国債の利回りであるということになるわけなのです。この利回りは、私は四十一年度債としてはまあそれ大きく変わることはないのじゃないかという感じがいたします。ただ、たてまえをいたしましては、これはシンジケートとの間に公債条件というものは協定をするということでありまして、そのつど変更得るといふふうにはなっております。なっておりますけれども、まあ、今日の金融の情勢また金利の情勢、そういうものにこしはばくの間は大きな変化があるような気はいたしません。したがって、四十年度に慎重に審議の結果きめられましたこの公債の条件が大きく動くというふうなことはないのじゃないか、そういうふうに見通しておる次第でございます。

○只松委員 大きく動くことはないけれども、動く可能性はある、こういうことだと思ひます。これだけやっておりますと時間がございせんから、そういう御答弁に満足しておるわけじゃございせんが、問題を進めてまいりたいと思ひます。

次に、山一証券の問題について若干お尋ねをしたいと思ひます。
すでに政府のいろいろな施策によつて二百八十億円の巨額をまったく無担保、無利子、無償促というふうな形で山一にお貸しになった。ところが昔聞あるいは新聞紙上いろいろなことが伝えられたり書かれておりますけれども、その後の山一証券の再建状況というものはどういふふうになっておるか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○福田(越)国務大臣 昨年の五月の時点では、再建はなかなか骨が折れるだらうというふうな見通しだったので、昨今株価が御承知のように非常に好調を示しております。また同時に、取引所における株式の取引額が非常に増加をいたしておるわけでありまして、そういうことから各証

券会社の業況が非常によくなつてまいりました。山一もその例外ではないのであります。十月、十一月、十二月の三ヶ月をとらえてみますと、十五億圓ぐらゐの利益が出るというふうな状態でございまして、さういふ状態でございまして、たいへん御心配をかけたが、山一の今後の再建、こういうものは非常にやりやすくなつてきておる、こういうふうに見通しておる次第でございます。

○只松委員 再建がやりやすくなつてきたり、おつしやるとおつしやれば、旧山一を、まあセミの抜けがらじやございせんけれども、事実上ここに負債をおつかふせて、そして新山一をつくらう、特に明年の免許制の問題等も関連して、そういうこともいろいろ言われておるわけですが、明年の免許制まででそういうことが好調でいっておるならば、こういうことはひとつ問題ないと思ひます。おそれること若干は、そういう多少黒字なり、よくなつた面もあるかと思ひますけれども、しかし、必ずしも私はこの山一全般の再建策——ただ部分的に、初め思つておつたより、想像より多少いい、こういうことはあると思ひますけれども、山一の再建のめどというものはなかなか容易ではない、こういうことから、結局新山一をつくるということが考えられておると思ひます。それでは新山一といふものは何でおつくりになっておるか、私はちよつと理解しかねるわけですが、どうして新山一といふものが構想されておるか、おそれくまだ構想の段階ということございまして、それが、新聞等にはいろいろな問題まで相当詳しく解説も出ておるわけですが、大蔵当局としてはそこまでのことを周知されておるわけではないと思ひますけれども、しかし昔聞伝えられておつて、それこそ二百八十二億圓から出しておる大蔵省がそういうことを全然知らぬといふのは、これまた不見識きわまりない話だと思ひます。ひとつおわかりのとおろをお教えいただきたいと思ひます。

○福田(越)国務大臣 山一の再建につきまして、富士銀行をはじめ、主力三銀行が中心となりましてその再建計画を練つておるよりであります。

す。証券局のほうにもばちばち考え方の連絡があるようでありまして、まだ私までの段階に至らないのです。したがって、私としては、どういふ再建策があるかといふことにつきましては、詳細を承知しておりませんのでございまして、

○只松委員 大臣が承知しておられなければ、証券局長もお見えでございますが、あのこまかいことはいづれまた目をあらためて聞きますけれども、証券局長からお答えをいただいてもあれです、それから私から言へば、証券局長あたりのところまでは相当わかつておるけれども、大臣が全然わからないというのじゃ——実は単に山一に二百八十二億圓貸したということではなくて、山一の再建に二百八十二億圓特別融資をしたということとは、直接には証券界、日本経済全般がこの山一の倒産なりその動向によつて左右される、こういうことでこの無法な融資を当時したわけですから、これは山一の問題ではなくて、日本の証券界あるいは産業経済界に対して大きな影響を持つ問題だと思ひます。それを再建やその他について、大蔵大臣が今日の段階において知らぬ——知らなければ私がつつと詳細に、何ならお教えしてもよろしいのですけれども、私のほうからお教えすればいろいろ差しさがあつたのじゃないですか。だから、全然知らぬという形じゃなくて、ある程度の構想ぐらゐはお話しになつたほうがいいのじゃないかと思ひますが、いかがです。

○福田(越)国務大臣 三行を中心とする再建案の具体的なことは私は報告を受けておりません。ただ私が申し上げておきますのは、とにかく山一はその経営を合理化しなければならぬ、そして特融まで受けておるのですから、そのあと始末をきちんとしなければならぬ、それにはやはり大債権者も犠牲を負わなければならぬ、また会社自体も責任をとらなければならぬ、こういうことを根幹として再建策が進めらるべきである、こういうことを申し上げておるわけでございますが、その動きが現実になつておるか、これはまださう急いだ問題でもございせん。私の手元に報告が来な

いといつておかしいという状態ではまだないのであります。

○只松委員 私がつぱり言うなら、新山一はそれだけ旧山一が——まだ新ができていないのです、山一の再建がうまくいっておるならば、新山一は必要ではないと思ひます。なぜさういふふうにならうかといふことにかかわらず新山一をつくらなければならぬか。つくるということはもう既定の事実です。これは、今日なんぼあなたが知らぬ存せぬと否定されようと、新山一ができるということは、これは既定の事実です。私は、これをつくるならつくるならつくりたいとおつしやつた方がいい、できないならつくりたいとおつしやつた方がいいけれども、今日の段階に及んでもこれだけの重要問題を全然知らない、こういうことでは委員会軽視もはなはだしいと思ひます。つぱり言うならば、新山一をつくる理由はなんだ、それをお聞かせいただきたい。具体的な問題も私は知つていますが、そこまでは聞こうとは思ひません。

○福田(越)国務大臣 まだ大蔵省の段階で新山一をつくるという方針をきめておりません。

○只松委員 それじゃ、新山一をつくることを好ましいとお考えになつておるか、好ましくないとお考えになつておるか。

○福田(越)国務大臣 政府委員から答弁いたさせます。
○松井政府委員 お答え申し上げます。
大臣から御答弁がありましたとおり、現在主力三行におきましていろいろ案を練つておる最中でございまして、まだ最終的に固まつた案としてわれわれのところへ出てきたものはいりません。いろいろ新聞に出ております記事は、おそれくその過程においていろいろな案があつたことが新聞に出たものとわれわれは理解いたしておりますが、いまおつしやりました経理の合理化といひますか、人員、店舗とも非常に合理化が進みまして、昨年五月再建計画を発表いたしましたときの目標額まで合理化が進んだことは事実でございまして、

あの当ても申し上げました東京の一日の出来高八千万株を基準として進めてまいっておりますが、御存じのとおり昨今それを相当上回る市場でござ

いますので、収益力、経済能力から見まして、この際前向きに再建計画を実行に移す段階がきておるという事は仰せのとおりであります。そのときに

に経理内容を一体どういうふうに立てていくか、これは全く技術的な問題であらうと思ひます。終戦後の日本の産業の立て直しをはかりますときに

も、同じ企業の中で新旧勘定を分離した方法もありますし、あるいは全然新しい会社をつくりまし

て、一般の信用力といふ事をつけ、かつまた、経営者として、従業員、士気を鼓舞するといふ意味もありまして、りっぱな新会社をつ

くり、それがあげた収益でもって旧会社の負債を漸次埋めていくというふうな、いろいろな方法も

あるわけでありまして、一体何がいかんということは、現在経営者及び主力三行が、単にそうした

収益力といふことだけじゃなしに、さらに一そう合理化が進むかどうか、あるいは今後の証券市場

全体に与えます信用回復の程度といふ事か、非常に信用を失つたわけでありまして、特許を受け

たという趣旨、こういう事態を乗り切るためにはどういふ形にしたほうがいざうかといふこと

で、いろいろ案があるようにございまして。そうし

て、新旧勘定を分けるか、新会社をつくるか、あ

るいはいまのままでいくかという問題は、全く技

術的な問題でありまして、諸般の状況を勘案しな

がら、いま大臣がおっしゃいましたように、的確

に日銀の借金を返済し得るということ、信用秩序

の維持に役立つことよりも、むしろ前向きに証券

界全体の信用を獲得する方向に進むにはどうある

べきかといふこと、及び大債権者、株主という

のがどの程度負担を負うのが国民感情として最も

適当な方法であるかという点について、三行がいろいろ案を練つておるところであらうと思

ひます。その新会社をつくるかどうかといふこ

とは、その中の非常に重要なことでありますけ

れども、会計を分ける際の技術的な問題の一つで

ありまして、そういう道も考えられ得ることであ

らうと思ひます。

○只松委員　こまかいことを聞けば、利子を免除

するのしかないのかとか、ずっとたくさんある

わけですが、きょうは時間がありませぬから、そ

こまで聞こうとは思つていないのです。新会社を

設立する、非常に好調ならば別に何も——たと

えば、製造会社ならば、行き詰まれば会社更生法を

適用いたしますし、これにはいろいろな方法があ

る。ところが、そういう株の商行為を行なつてい

る会社ですから、いわゆる製造会社と違ひので

す。こういうところによつて、銀行が傷つかな

い。すでに新聞等ではこれは相当こまかく書かれ

て、すでに新聞等ではこれは相当こまかく書かれ

て、すでに新聞等ではこれは相当こまかく書かれ

て、すでに新聞等ではこれは相当こまかく書かれ

て、すでに新聞等ではこれは相当こまかく書かれ

て、すでに新聞等ではこれは相当こまかく書かれ

て、すでに新聞等ではこれは相当こまかく書かれ

て、すでに新聞等ではこれは相当こまかく書かれ

昨年の暮れ、二十三日でしたか、本委員会においても年末に徴税の強化をしないように、こういうことで委員会の満場一致の決議がございました。具体的にこれがどういうふうな末端にまで取り扱われたか、ひとつあとで検討しようでございますが、これをまず一点お答えをいただきたいと思ひます。

それから、そういうことで私たちのところに近ごろたくさん税務行政上の陳情が参ります。それを聞きますとも、あるいは過日税理士法の改正がございまして、私も税理士さんたちと仲よくなつたりして、いろいろ税理士さんからお話も聞きます。こういうお話も聞きますと、徴税攻勢が非常に激しい。査察件数が、ところによると去年の倍くらい大体査察が行なわれておる、こういうことがございまして。あるいはまた、いままでは一年で済んでおつたのが、三年ないし五年間及して行なわれておる、こういうことが言われておりますけれども、そういうことがあるかどうか、あるいは国税庁なり大蔵当局としては、そういうふうには、いわゆる税収が不足して、予算に大きな穴があくから、ひとつ大いに取れるものは取る、取るなという事は言つてないでしようし、取れという事を言つてあるかもしれません。そういう苛徴請求までして、しほり出せるものはしほり出せ、こういう方策であるかどうかお尋ねをいたしたい。

○福田(赴)国務大臣 経済界はこういう状況でございます。これは大企業はもとよりでございますが、不況が長引きますと、中小企業は非常に困難な立場になると思ひます。そういうようなことを考えまして、税の執行には無理のないようにという事を特に心がけておるわけでありまして。税収が落ち込んだからそれを徴税の強化によつて取り戻せというときは毛頭考えておらないところでございまして。この上とも税の執行は適正を期さなければならぬし、無理があつてはならぬ、こういう心がけでいきたいと思つております。

○只松委員 大蔵省当局から出しておる毎月のこ

の統計をずっと見ましても、たとえば、この十二月分の、今月出しておる統計を見ましても、申告所得税の申告分において二・八%、百六十二億四、それから源泉分は〇・〇二%、平均しまして一・四%、所得税はパーセントにおいて、金額において上がつております。法人税のほうは四・七%下回つておる。ずつとこう見ておきますと、所得税、相続税は、これは評価が上がつたということだろうと思ふのですけれども、こういういわば確実に取れる源泉、それから申告に基づく所得税、相続税といふものはずつと上がつておる。私は税務署に二、三参りましてお尋ねをした。君のころの税務署——全国にある個々の税務署はどれだけあるかと聞いたら、私のところはわかりませんが、毎月統計は本庁のほうに出してないか、出しておられません、こう言つて私に教えないわけなんです、それが教えないでよろしい、末端税務署が出しておるのに本庁で出しておるのはどういう理由かとの問聞いたが、そういうことで、私はきょうもまたあわせてお聞きしておきたいと思ひますが、そういうふうな末端税務署からとらないで何の統計によつておるのか。具体的な例はあつて、かつ聞きましても、大蔵省の出した統計によつても、こういう申告分や、俗にいう取れると思はれる税金は上がつておる。法人税や何か、強いものは結局税金は取れない。取れないものはなかなか取れない。しかし弱いものとか、取れるもの、こういうものからは税金を取つていく、こういう傾向といふものは近ごろきつめて顯著でございまして。これは、言われるように、税務職員の方も少ないし、いろいろ徴税上の問題その他もあることは十分知つておられますけれども、そういうことを承しても、なおかつ、こういう統計やその他を見てもきつめて税務行政に誤りがあるのではないか、こういうふうに思ふのであります、いかがですか。

○福田(赴)国務大臣 さような傾向はないと思ひます。現に最近の傾向は逆でございまして、たとえば、一億円以下の法人と一億円以上の法人を

とつてみますと、一億円以下の法人の納める法人税のシェアは減つてきておる、こういうような状態でありまして、これなどは、いまお話のことと全く逆の数字といふふうに理解をいたしておるわけでありまして。とにかく、徴税にあたりましては、大きなものは楽にする、小さなものは過酷にする、そういうことは断じていたしませんから、ひとつよく御理解のほどをお願いいたします。

○只松委員 たびたび政府側ではそういう御答弁ですが、吹原事件のときの森脇にしてみれば、あの時だと絶対にない——五分ないし一割、一割何分配当しておつて、証券局には黒字だといつて報告しておるけれども、一方国税庁に対しては赤字だといふことで一銭の税金も納めていない会社があった、これは税務上ではおかしい。これは税法上の責任行為その他に該当するし、税法に違反するが、法律がたかさんあるといふことを指摘しても、そのときはきかないとおつしやるけれども、その後ぼろぼろ出てきた。私もあとで多少資料を出しますけれども、そういうことがあるわけです。ないといふことは、私はたいへん不満である。あるけれども、これを順次改めていきつたところか、こういうふうな大会社やなんか改めておる、こういうふうなことならば、これは私もなるほど御努力のあとといふものは見受けましても、そういう一方的におつしやるのだつたら、多少皆さん方の中で秘密にわたる事項等もあつて御迷惑を及ぼす向きもあると思ふけれども、私は資料を出して、最高級の、たとえば赤坂かいわいの料理屋なんかの税金を私は持つておられますから、そこらがどういふふうになつておるか、末端のものがどういふふうに取り調べられているかといふことでひとつ論争をいたしてみたいと思ひます。いかがですか。絶対にそういうことはありませんか。あるけれども、こういうふうな改めておるといふふうに、それは国税庁長官でもだれでもいいけれども、御返

事があればひとつ……。

○福田(赴)国務大臣 それは徴税のことであり、人間のすることは間違ひがないとは私は言ひません。また、見落としがないといふことを否定するわけじゃございせんけれども、あなたは大きなものは有恕するのだ、小さいものには強く当たるのだといふ方針でやつておるのかのごとお話なもので、それから、そういう考え方はいたしておられます、こういうふうな申し上げておるわけでありまして。今後とも適正に行なわれるように努力をしてまいります。

○只松委員 本会議が二時にきまつたところでございまして、全部こまかくあげてと思ひましたが、あと野口さんのおいでになりますので、たいへん弱つたことになつたのですが、たとえば法人でも同族会社の小さいやつですと、十五万円の月給を取つておる社長がある。そうすると、その十五万円は高過ぎる、それで社長は十二万円にして、こゝろで三万円だけチェックをして、過去十五万円間遡して四十五万円ですか、これを法人の利益とみなして取つておる。これは一例でございます。こういうふうには、これは相当大きな店をやつて、同族会社ですけれども、そういうふうなまじめにやつておるところは、それは源泉所得税を払つておるわけですが、それでもなおかつ高いと、こゝろおつしやる。今度は大工、左官、そういう職人の白色申告、これは徴税はなかなかむずかしいところでございますけれども、ある団体に加盟しておる、その加盟しておる団体を脱退するならば幾らまでやるけれども、脱退しなければ、とにかくこれだけふつかけると、こゝろ言つておどし上げてくる。あるいは、御承知のように、幼稚園といふのは本来国なり県なりがやるべきで、これが十分でないから民間でいろいろやつておる。そうすると、こゝろいふに幼稚園やなんかはもうけ過ぎているじゃないか、こゝろ言つて、徹底的に追及する。いわゆる源泉所得者、いわゆる給与所得者でちよつと出張なんかすると、それがすぐ税金としてかかつてくる。あるい

はこうやってまじめに商売している人が、ちょっとの利益が出てくると、ものすごくかかってくる。ところが一方、よく私が例を引く高級所得者に対してはなぜ徹底的に調査をしないか。租税特別措置に基づく配当、利子、あるいは山林所得者、利子所得者、こういう人々の税のきわめて軽いことはもう申すまでもございません。これをもってしても、高額所得者やなんかに、あるいは法人のことは触れる時間がございません。これは法人にシビアである、これは諸外国と対比した法人の税率を見ればすぐわかりますけれども、シビアであるというふうにおっしゃるけれども、決してそんなことはありません。そういふふうにはじめに働く者には非常にきびしいわけですが、しかし、たとえば赤坂かいわいに日本の超一流の料理屋やあるいはキャバレー、バー等がございます。あるキャバレーでは何百人かのホステスと申しますか、そういう人々がおる。しかし、税務署に申告するのは、これは申告所得が源泉所得か、店の形態その他によっても非常に違ってくる。ここはあるいは論議のあるところですが、しかし、税務署は申告所得として取り扱っておりませんが、三十三名、最低二十五万円から最高七十三万円、それからBのところでは、百名以上おるのに二十名の申告、そしてこれはやはり最低二十万円から最高五十二万円、こういう申告しかなされておられません。三分の一あるいは五分の一等で、これは税務署でそういうことを把握することなかなか困難な状況もありますけれども、私はそういうことまで論議しませんが、私は、こういう状態でございます。あるいは高級料理店の場合でも、たくさんこれに類するものがあるわけなんです。私は、まじめに働く人々にこれだけ強くするならば、こういう人をふまじめとか何とか言うわけじゃありませんけれども、税は公平に——たとえばある飲み屋に行きますと、聞いたところでは最低日当が一晩四千円、高ければ七千円、こう聞いております。こういう人々から税金を取っておるかという、税金は一つも取っ

ておりません。七千円にいたしまして、二十五日働いても十七万五千円、これだけ収入があっても一銭の税金も払っておられない。ところが、勤労者や大工、左官や、こういう幼稚園、こういうまじめな、国ですべきようなところにはこういうふうに追い打ちをかけてしほり上げている。私は、これは脱税しろとは申しませんが、これは、こういう事態がたまたまあるわけですが、私はこれを多少時間をかけて、一問一答式に一つ一つの質問をしやうと思つたのですが、きのうも予算委員会が時間でございます。きょうも時間がなくなつてしまつたので、多少まとめて話をしておるわけですが、きょうも、こういう状態というものをどういふふうにお考えになるか。現にあるわけですが、ないとおっしゃるなら、私はここへ正式に資料として出してほしいし、あとで個人的に話してもけっこうでありますけれども、全部資料がある。

○福田(起) 国務大臣 国税庁長官にお答えをいたさせていただきます。

○泉政府委員 昨年末の当委員会において年末の徴税について御決議がございましたので、この点につきましてはその節申し上げたと思いますが、十一月二十一日に長官通達を出しましたが、その後当委員会の御決議がございましたので、重ねてその翌日通達を出しまして、全国の国税局、税務署に注意を促しております。

それから、先ほどお尋ねがございました中で、税理士さんにお聞きになられたら、査察の件数が本年は倍になつてゐるというふうなことであったというお話でございますが、この点は、昨年査察官を若干増員いたしましたので、前年に比べますと査察の件数が若干増加したてしておりますけれども、倍になるというほどの増加ぶりではございません。せいぜい二割程度増加いたしておる程度でございます。

それから、ただいま個々の事例につきましているいろいろお話がございました。私も、森脇文庫の脱税事件が起きた際に、部内の者が集まりまして深刻に反省会を開いたのでございます。大臣がお話しになりましたように、税の執行は公平で

なくてはならないわけでありまして、大企業であるからゆるやかに、あるいは中小企業であるからきびしくというふうな方針でやるべきでないことは申すまでもないところでございます。しかしながら、森脇文庫の脱税事件からわれわれが反省いたしますと、何ぶん最近課税対象がふえておるのに対して、人員がこれに伴つておらないといつたような面もございまして、とかく調査に非常に手数がかり、困難な事件はあと回しにしがちである。そのために、そういう点に対する課税が十分でないというらみがある。この点は私も率直に反省いたしまして、その是正をはかるべきものだと思つて、長官通達を出しまして、各国税局、税務署にそういう点について十分反省して税務行政をやつていくようにすると同時に、機構的にも東京、大阪、名古屋の三局には特別管理班を設けまして、大所得者にしてその申告の実績が必ずしも適正と認められない人々につきまして、また特別に管理いたしまして、調査資料収集の徹底を期したい、かようにいたしておる次第でございます。

それからその次に、お話のように、役員に対する報酬につきましては、御承知のように法人税法第三十四条に規定がございまして、過大な役員報酬については損金に認めないという規定があるわけでございます。その過大の点につきましていろいろ御意見のあることは承知いたしておりますけれども、たとえば、株主総会あるいは定款で定めた報酬総額をこえる報酬額が支出された場合には損金に認めない、あるいは同種、同規模の法人に比べて著しく過大であるものは損金に認めない、こういった規定がございまして、これに基づいて執行をいたしておるわけでございますが、何分にも給与が同種、同業の法人に比べましてどの程度が適正であるかという点につきましては、いろいろむずかしい問題があるわけでございますので、執行上いろいろ困難を感じておるような次第でございます。

それからキャバレーのホステスなどに対する課

税と他の者との権衡がとれておらないではないかという点、これにつきましても、私も深刻に反省いたしております。ただ、昨日も大臣から御答弁がございましたように、ホステスにつきましても、その居住が必ずしも一定しておりません。また、その点に対する報酬の支払い形態が、場所によりまして、定額の給与だけではなしに、それ以外に支払うものが、直接お客から支払われるものと、それから店を通じて支払われるもの、あるいは債権の取り立てに応じて支払われるもの、こういうものがありまして、なかなかその調査が十分でないというところは御指摘のとおりでございます。私も、私どももいたしましては、今後そういう点につきまして一そう適正を期したい、かように考えておるのであります。

○只松委員 最後に、時間がございませうから……それはいろいろ例がその他にもあるわけですが、そんなホステスだけのことを私は言つてゐるのではない。これはそういう人たちの例のほかに、キャバレーあるいは料理屋等にもそういう例がたまたまあるのです。あるいはマンションなどもそうなんです。たとえば、マンションで二十八人住んでおつて、その中に女性が八人住んでおる。その部屋の価格が最低三百六十万円から五百万円、さらには一千二百万円もする。それに対しての取得税、あるいは自分がお金を持つておらずに贈与されていれば贈与税、それからまた所得税、そういうものがどうなつてゐるか調べてもらんなさい。自分たちの傘下の税務署を調べてもらんなさい。一番模範とされておる税務署だつてまだ十分取得税など調べていない。日本一の模範税務署でそんなですよ。また末端のほかの税務署に行つて調べてもらんなさい。

それからさらに私は言うけれども、さつき法人税は公平にやつておられますと申すが、そんなことはない。大法人、中小法人だけでなく、地域的に、東京では模範的だとなつた方が言つておる税務署で二一%、それからほかの多少手のあるところでは二五%、埼玉では四五%、法人税は埼玉で

は二年半にべん調べておる。東京の税務署では五年にべんしか調べていない。五年にべんといふことは、刑法上の脱税の適及にひつかからない、あるいは税法上の場合でも、ちよつと何かすれば適及しないで時効になることがある。いなかの税務署では二年半にべん調べられて、私の知ったところでは五年分週及してきゅうり取りられておる。ところが東京の税務署では五年間にべんで、二一%ですから、結局何回も行って、おることもあれば、行っていないところもある。あるいは大法人、中小法人といふことでなくて、六年目に来たときにはもう取れない、こいう税の不公平といふものがあるのです。私は税小なりほかの委員会でもきょうは二時から本会議といふことでやめますけれども、こいう具体的な例を私は全部持ってきてやります。これは税が不公平だ、こいうことを言っておるのです。マシジョンあたりのことを二年前に木村長官に調べると私は言ったら、マシジョンだとかあるいはパートの高額買い上げ者、こいうものを調べます、そつが、その後調べた形跡はない。日本一の模範的な税務署でそこまできいていないのですから、ほかの税務署ではなおさらです。こいうことで、まじめに働いたり、弱い者からは取りやすからとことんまで税金を取っていく。私は繰り返して言います。青色申告くらいは、これだけまじめに出すならこいうところはむしろ手を抜く、青色申告だって、埼玉あたりではわずかの修正も含んで九八%の更正決定がなされておるのです。こいうことでなくて、青色申告くらいは大体無条件で認めるくらいにしておく、こいうと、人間といふものはあまり悪いこととはできなくりますから、青色申告はだんだん軌道に乗っていく、一方、悪質な脱税等に余った手を回していく、こいういろいろな徴税の方法がある。ところが、青色申告もことんまで調べていく、ところがこいう高額所得者、マシジョンなどに住んでいるところのこいう人たちは結局抜かしておる、こいうことを私は言っておる

のです。これは地域的にこいう高額、低額、大法人、中小法人、私はずつと証拠を持ってきており、データを持っていますからいざまたやりまされども、こいうことを総合して、きょうせつかく大臣の答弁の日だからお尋ねをし、こいうことがあればぜひ直して、公平な税金に、民主的な徴税の方向に進んでもらいたい、こいうことを要望しておきます。こいうことをひとつ大臣から御答弁をいただいて、私の質問を終わります。

○福田(赴)国務大臣 税の執行につきましては、あくまでも適正を旨として今後ともやっております。只松委員はいろいろ貴重な資料等もお持ちのようでありまして、またお知恵を拝借いたしたいと思ひます。お願いをいたしまして、お答えいたします。

○三池委員長 昭和四十年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案を議題といたします。

昭和四十年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

昭和四十年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

(所得税の特例)

第一条 個人が、その生産した昭和四十年産の米穀を政府に売り渡す旨を昭和四十年九月二十日までに申し込み、その申込みにより締結した契約に基づいて当該米穀を昭和四十一年二月二十八日までに政府に売り渡した場合に、当該個人の昭和四十年分の所得税については、政令で定めるところにより、当該米穀の売渡しの時期及び数量に応じ次に定めるところにより計算した金額の合計額に相当する金額は、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二条第一項第三十四号に規定する農業所得に係る同法第二十七

条第二項の総収入金額に算入しない。

一 昭和四十年九月三十日までに売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、六百八十円

二 昭和四十年十月一日から同月十一日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、六百円

三 昭和四十年十月十二日から同月二十日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、五百二十円

四 昭和四十年十月二十一日から昭和四十一年二月二十八日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、四百四十円

2 前項中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の中欄に掲げる地域で生産された米穀については、当該地域の区分に応じ同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替へるものとする。

九月二十日	北海道 秋田県 岩手県 青森県 宮城県 山形県 新潟県 富山県 石川県	青森県 宮城県 山形県 新潟県 富山県 石川県	八月三十一日
九月三十日	茨城県 千葉県 東京都 埼玉県 新潟県 富山県 石川県	栃木県 新潟県 富山県 石川県	十月三日
十月一日	茨城県 千葉県 東京都 埼玉県 新潟県 富山県 石川県	栃木県 新潟県 富山県 石川県	十月四日
同月十一日	秋田県 山形県 青森県 宮城県 山形県 新潟県 富山県 石川県	山形県 青森県 宮城県 山形県 新潟県 富山県 石川県	同月十三日
同月十二日	秋田県 山形県 青森県 宮城県 山形県 新潟県 富山県 石川県	山形県 青森県 宮城県 山形県 新潟県 富山県 石川県	同月十四日
十月十二日	秋田県 山形県 青森県 宮城県 山形県 新潟県 富山県 石川県	山形県 青森県 宮城県 山形県 新潟県 富山県 石川県	同月十五日

3

第一項の場合において、同項第一号から第三号までに規定する米穀が、食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)第三条第二項の規定に基づく政府の買入価格につき買入れの時期に応ずる格差が設けられていない米穀であるときは、当該米穀についてのこれらの号に掲げる金額は、これらの号の規定にかかわらず、四百四十円とする。

(法人税の特例)

第二条 前条の規定は、農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第七項に規定する農業生産法人が、その生産した昭和四十年産の米穀を政府に売り渡す旨を昭和四十一年九月二十日までに申し込み、その申込みにより締結した契約に基づいて当該米穀を昭和四十一年二月二十八日までに政府に売り渡した場合について準用する。この場合において、前条第一項中「当該個人の昭和四十年分の所得税については」とあるのは、「当該農業生産法人のその売渡しの日の属する事業年度分の法人税については」と、「所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二条第一項第三十四号に規定する農業所得に係る同法第二十七号第二項の総収入金額に算入しない」とあるのは、「当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入す

同月二十日	秋田県 山形県 青森県 宮城県 山形県 新潟県 富山県 石川県	同月二十三日
同月二十一日	秋田県 山形県 青森県 宮城県 山形県 新潟県 富山県 石川県	同月二十五日
同月二十二日	秋田県 山形県 青森県 宮城県 山形県 新潟県 富山県 石川県	同月二十七日
同月二十三日	秋田県 山形県 青森県 宮城県 山形県 新潟県 富山県 石川県	同月二十九日
同月二十四日	秋田県 山形県 青森県 宮城県 山形県 新潟県 富山県 石川県	同月三十一日

る」と読み替へるものとする。

2 前項において準用する前条第一項の規定により損金の額に算入された金額は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十八号の規定の適用については同号イ（1）に規定する所得の金額に、同法第六十七条第二項及び第三項の規定の適用についてはこれらの規定に規定する所得等の金額にそれぞれ含まれるものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に、第二条第一項に規定する元渡しの日の属する事業年度（以下「元渡事業年度」という。）分の法人税につき法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書（以下「確定申告書」という。）を提出し又は国税通則法（昭和三十一年法律第六十六号）第二十五条の規定による決定（以下「決定」という。）を受けた第二条第一項の農業生産法人は、同項において準用する第一条第一項の規定の適用により、次の各号に掲げる場合に該当することとなるときは、この法律の施行の日から二月以内に限り、政令で定めるところにより、税務署長に対し、当該各号に規定する金額につき国税通則法第二十三条第一項の規定による更正の請求をすることができ、

一 元渡事業年度分の法人税につき確定申告書に記載した、又は決定を受けた法人税法第七十四条第一項第二号又は第四号に掲げる金額（当該金額につき国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書の提出又は同法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となる場合

二 元渡事業年度分の法人税につき確定申告書に記載した、又は決定を受けた法人税法第七十四条第一項第一号に掲げる欠損金額又は同項第三号若しくは第五号に掲げる金額（これらの金額につき国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書の提出又は同法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正がある

つた場合には、その申告又は更正後の金額）が過小となる場合

理由

昭和四十年産米穀につき、事前元渡申込制度の円滑な実施に資するため、事前元渡申込に基づいて政府に米穀を売り渡した者の所得税及び法人税を軽減する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○三池委員長 政府より提案理由の説明を聴取いたします。福田大蔵大臣。

○福田（赴）国務大臣 ただいま議題となりました昭和四十年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

この法律案は、昭和四十年産の米穀につき、事前元渡し申し込み制度の円滑な実施に資するため、個人及び農業生産法人が、その生産した同年産の米穀を事前元渡し申し込みに基づいて政府に対し売り渡した場合に、昭和三十一年産米穀と同様に、その米穀にかかわる所得税及び法人税について、売り渡しの時期に応じ、玄米換算正味百五十キログラム（一石）当たり千四百円ないし千七百円を非課税とする措置を講じようとするものであります。

これが、この法律案を提出する理由及びその概要であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○三池委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

○三池委員長 これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、これを許します。野口忠夫君。

○野口委員 まことに時間がないようでございまして、どうもこれは法律案を審議するのにも二時

から本会議にかけるといふような立場での審議になるわけですが、昨年もそのような状態であつたようです。予約減税という問題がこのような状態で扱われるということについて、まことにどうも遺憾にたえないと思つてございしますが、時間がありませんで、端的に重点だけしほつてお聞きしたいと思います。

福田大蔵大臣の財政政策の特徴は、国債を発行したということが一つ、画期的な減税を行つたこと、こういうふうにいわれているわけですが、農業者との関係の中ではどういふ減税になつてゐるのだからかという面、この点ひとつお尋ねしたいと思ひます。

先週農業白書が発表になりましたが、政府発表の農業白書によりますと、農業所得七十万円以上の農家は、全農家の五百六十六万戸中わずかに一〇％にすぎない。その中で、国税納税農家はわずかに七・二％にすぎない。こういう白書が出てゐるわけでありまして、これは減税措置といふものが行なわれても、その減税の恩恵に浴さないところの所得者が農家であるといふように考えられるわけです。国債を発行して、一方で減税をして、国民の貯蓄を増していくのだといふ福田さんの財政政策といふものは、何か農民といふものから離れたところでのみ一本しかれてゐるよう思われるわけですね。特別措置によつて農民だけは減税をしたからという意味での国税納税率が七・二％といふようなことではないのであつて、その所得において課税されるものが七・二％きりないものに対して、所得税、法人税の減税といふものは、福田さんのいう減税措置としては農民を素通りしてゐるのではないかとふりふり思われるわけですね。

三千六百億円の減税の中で、新聞発表によりますと、勤労者の場合は最低六十三万円にこれを引き上げたとかいふことがいわれておりますけれども、このような実態の中における農民といふものの立場は、この減税政策の中の恩恵はまことに僅少なものである。しかもそれ以外の農民層がある。

その農民層は、数の上では相当数でございすから、酒税あるいはたばこ税といふようなものにおいては相当の負担をしてゐる層であると考えられるわけでありまして、福田さんのいわれる減税といふものが、中小所得者あるいは企業減税、こゝういふ方面に三千六百億円の減税がふんだんにいつて貯蓄が増すであらうという場合に、農民はその恩恵に浴さないで、しかも酒税、ことに固定資産税、地方税等の場合には、私の聞いたところでは、たばこ乾燥所を一つつくつた、八万円できたら、それに壁をすつとつけた、壁をつけたものだからといふので約三万円近い税金がそれにかかられたといふので農民が驚いてゐるというやうなことがあります。なお、国家財政の貧困の中では、固定資産の評価がえを延期してゐるわけではござい

ますが、この評価がえに基づくところの税金の徴収方法も考えられるといふことになりまして、福田さんのおっしゃる国債発行と国民貯蓄を増す減税措置といふものからはずれた農民は、少しも減税という意味においては恩恵に浴してないやうに思われます。減税と農業との関係について私はさういふ疑問を感じるものですけれども、これについて、農民にも恩恵に浴させるやうな減税措置といふものを、間接税とか地方税とか、国家の税金といふものに關係しないところで、しかも税を重く感じてゐる農民層といふもののために、あなたの減税政策の中で考えられるべきではなかつたかと思ふのでございしますが、さういふ点の減税政策が見当たらないので、この面についての見解をお聞きしたいと思つてゐます。

○福田（赴）国務大臣 公債発行と農村との關係はどうか、これが第一点のやうですが、公債発行をいたしまして、財源を充実に、国の必要とする仕事を大いに積極的にやつていく、これは農業の關係もその意味においては非常に重大な地位を占めるわけでありまして、つまり、今回は土地改良十カ年計画を策定いたしましたので、農民の所得の根源である土地を改良していき、改善していこうといふ計画を着実に進めていくことにいたし

ておるわけでございます。そういうことを根幹といたしまして、農林関係の予算もこれを大幅に増額をいたしておるわけでありまして、これでもし公債発行なかりせば、とうていそういうようなわけにはまいらなかつた、それが公債発行によつてできるようになった、こういうことかと思ひます。

それから、税の面におきましては、もともと農村では一般的に所得が低い関係がありまして、直接税の納税者が非常に少ないわけでありまして、二十万人ちよつと越えるという程度、しかも税収では二十億圓だというような程度であります。それでありますから、今回の税制改正によつて直接税の負担が軽減されるということになりまして、一般的に農村全部がその影響を受けるというわけにはいかない、いままで納税者であつた人、あるいは今後納税者となるべき人の課税最低限が高くなつたというような関係で恩恵をこうむるとか、あるいは税率調整の結果影響を受けるとか、そういうことに相なるわけでありまして。

そこで、今回の税制改正の結果は、それは申しまして、農村に非常に大きな影響がありますのは、従来二十億圓をこえるといわれまして所得税の納付額が、ただいま私どもが四十一年度において見通しておるところでは二十億圓を割るというところまでくるわけですね。あるいは納税人員にいたしまして、二十万人を割る、こういうところまでくるわけでありまして、そういうところから見まして、今回の税制改正が農村に何らの影響はない、何らの裨益するところはないというわけではないのであります。農村にもそれ相応に均てんをして、かように考えております。

○野口委員 三千億減税という新聞発表は、非常に大きく国民に対して減税の恩恵というものが与えられていくように訴えられていながら、事実においては、税を納める以前における農村のあり方というもののについて検討をしなければならぬというところになるわけでございますから、その辺のところでは、農民の零細な所得の中における税金は軽いのではないのです。先ほど申し上げましたよ

うに、軽いではなくて、実は重く感じている者がある。そういう面のあるところの減税措置というものは、それは従来一度もとられてきたことではないわけですね。間接税の問題等につきまして、固定資産税の問題等でも、農家の作業場というふうなものをどのように見るかというふうな状態について、これは考えられてこなかつたわけでございます。それから、そういう意味での減税というふうなものも福田大蔵大臣のあたいた財政政策の中で十分取り入れて考えるべき問題ではなかつたかと思ひます。それだけでも、単に三千億の減税をしたということだけで、農民は決してその減税によつての恩恵が十分あるというふうな考え方はいかないというように申し上げたいと思ひます。

時間がありませんからばつぱりになります。次は、福田大蔵大臣の財政主導型経済政策というふうな形になつておる中では、私は農業の問題等も財政当局者は十分に御検討あるべきだと思ひますが、近ごろ農業政策の中で非常に不安になつてゐるのは、食糧自給の問題だと思ひます。しかし、いまの佐藤内閣における農業政策の基本となる姿勢は、米麦中心主義はやめ、選択拡大をやるのだという考え方、あるいは農地の流動化を促進してこれを他に転用するということもふんだんに進められております。それに伴つて、農業労働力の移動というふうなことが自由化体制の推進の中で進められてゐるわけでございますけれども、こういう一つ一つの農政の進め方がある中で、食糧自給という問題が年ごとにその増産のテンポが少なくなつておる。八〇％台を割るのではないかと、こういうふうな農業白書の発表があり、それが転じては外国農産物に依存するといふような形の中で、その依存率がだんだんと増大していつて、全貿易額の半数に至るような状態も、来年、再来年あたりおそれられるのではないかと思ひます。それと、この食糧自給体制というものを基本とした農業の財政的措置というふうなものをいまの政府の中ではどのように考えられてゐるのであるか。現実に言つてみて、農業が近代化していく

ということ、機械を入れるということは、例としてはアメリカあたりの例がいつもとられますけれども、大型、大農主義的な農業経営というものは、その生産は落ちてくるのが言われるわけですね。構造改善事業なども進められておりました。基礎整備というふうなもの、いわば東北地方の山の中あたりに行きますと、山の下の小さなところのたんぼからとれた米も含めて、そのたんぼも含めて日本の米が一応自給体制をとつてゐる中で、構造改善事業一本を進めて、多収穫の中から低農産物価格を生み出して、これらの山の上で働いてゐた、いままで食糧自給体制に協力してきた農民の方々の価格が引き下がつてくるというふうな現状になれば、おのずから日本の国の米の自給体制というものはくずれざるを得ないといふような政策に見られるわけでございますが、いまの政府の農業基本法に基づいて進められる農業政策が、食糧自給体制ということの中で、まことに外国依存の日本の食糧体制ということになつてしまつて、貿易関係における農産物輸入の額の増大というものが日本の対外関係における貿易の収支のバランスをどのようにしていくか、その辺のところを大蔵大臣からお聞きしたいと思ひます。

○福田(赴)國務大臣 米が戦後飛躍的な増産になつたわけでございますが、最近多少その伸びが鈍化してゐるという状況もあります。しかし、とにかく米は給農業生産物の中で半分を占めるものでありますから、これは非常に重要な農作物だといふふうに考えております。それがあるがゆゑに、今回のこの租税特別措置、また米価の決定につきましても特別な対策をとるといふふうに考えておるわけでありまして、しかし、今日食糧は大体二割方輸入をいたしておるわけでありまして、二割方の輸入でありますから、この食糧の輸入というものは、食べて、これはほんとうに消費をしてしまふものであります。鉄あるいは石炭を輸入するといふ場合におきましては再生産性を持つわけでありまして、食糧の場合にはそういう経済的な効果

果がないわけでありまして。そういうことから考えまして、私は、食糧の輸入、特に米を中心といたしまして食糧の輸入が今日の八〇％の自給率を割る、これを著しく低下するといふような事態があることは日本経済全体のためによろしくない、こういうふうに考えております。そういう基本的な認識のもとに農業の生産を維持するといふためには、政府はあくまでもこれを努力していかなくてはならぬ、そういう考え方の方で財政政策も運営していかなければならぬ、かように考えておるわけでありまして。

○野口委員 非常に重要なお考えをお聞きしたわけでございますが、私の考え方をひとつ申し上げます。食糧自給の原則に立つ農業政策のあり方としては、農業保護政策きりなのではないだらうか。農業保護政策によつて、いわば食糧品というものを對して、企業の中における商品の扱い方をもちつて臨むことはやめねばならぬ。需給均衡というふうな形の中で農家所得を補償するやうな価格制度というものは、従来の農民の貧困というものをつくつてきた原因であらうと思ひます。食糧自給体制をつくつていくということの中で、農産物価格の保障制というふうなものはあくまでも貫かれなければならぬ、それが農家の所得を増し、日本の食糧自給体制を守つていく一つの形であらうと思ひます。価格保障制については従来いろいろな話が出ておるわけでございますが、大蔵大臣としては、この自給体制確立の中における農産物価格保障政策についてどのような御見解をお持ちであるか、お聞きしたいと思ひます。

○福田(赴)國務大臣 農作物と申しましたが、これは千差万別、いろいろあります。これらに政府がその価格政策で全部関与していくというわけにはまいりません。しかし、農作物の半分を占める食糧、米でありますから、これはもう大事なものであるといふので、ただいま生産費所得補償方式がとられて、これによつて農村の経済の非常に大

な支柱になっておるといふ状態であります。その他のあるいは乳業でありますとか、いろいろのものがあつますが、それらにつきましてはそれらにおのおの特色があります。その特色に従ひまして価格安定の対策をとつておるわけでありまして、お話のように全体として——私は、一つ一つのものを全部というわけじゃございませんけれども、農家、農村、これに對しましては保護政策をとつていかなければならぬ、全く同様に考へております。

○野口委員 時間がないので私も急ぐわけですが、年度の四十一年度の食糧の特別会計の中で予算米価が載つてゐるわけでございます。これは昭和四十年年度の政府買上げ価格でこの予算米価が載つてゐるわけでありまして、しかし、現に物価はみんながわかつてお上りしてゐるわけでございますから、予算米価を四十年年度のもので載せて、それで米価を決定する時期になつてきて、その米価の決定はちよつと食糧会計の赤字を増すからどうもまずいのだ、こういう御意見でいふ米価の問題がいつも議論されてゐるわけでございますけれども、一般会計その他の特別会計等において、こういう諸物価の値上がり等があつたり経費の増大等があるものを、それを見ないで予算要求を通してゐるのかどうか。私は、各省とも人件費の増大等がそれぞれ見込まれて経費等も見積もられてあるのではないかと、物価値上げ等についてもそういう点で考慮されて予算に組まれてゐるのではないかと思ふのですけれども、この予算米価についてだけは、もうすでに値上がりするであらうことが予測される現在において、予算米価としては昭和四十年年度の予算米価を載せて食糧会計の赤字がいつも増大する、こういうことを言うわけですが、この辺で生産費所得補償方式に基づいたいわゆる予算米価といふものをなるべく現在の経済環境、情勢に合わせて将来きめられるところのものに近いものにしていけば食糧会計の赤字というやうな問題で論議される必要がないわけでありまして、昭和四十年年度予算米価というよりな

ことで四十一年度にとつてくることについて、他の特別会計や一般会計等においてもそのやうな例があるのかどうか、この点についてお聞きしたいと思ひます。

○福田(赴)国務大臣 米価は六、七月のころにおきましてきめるのが慣例になつておることは御承知のとおりであります。そのときにおける最近時の統計資料を使うわけでありまして、そこで、生産費所得補償方式による数字がどういふふうなものになるかといふことで米価がきまつていきます。今日その数字を予測することができない。したがいまして、かりに旧来の単価をもつて計算をしておるといふことになるのですが、それは米と並んで最も大きな問題である官庁の人件費、これにつきましても同じなんです。従来の単価できめていく、これが人事院の勧告でどうなるかといふことによつてまた實際が変わつていく、こういうことに相なるわけでありまして、これはいたし方がないわけでありまして、それによつて生産費所得補償方式の計算のしかたが曲げられるといふことは全然ないわけでありまして。

○野口委員 最後にお聞きしますが、予約減税までやつて、農民から供出していただいた米といふものを国民に与えていく場合に、どうも消費者米価といふものの値上がりは例年行なわれてきました。これは国民にとつては一番大問題なんではないかと、これは消費米価の値上げといふことをまた四十一年度においてもやる、あるいはそういうことはやらない、いわば福田大蔵大臣の財政政策の中で、消費者米価については据え置きといふ考えで進めていくといふようにお考えであるかどうか、最後にお願いします。

○福田(赴)国務大臣 生産者米価が上がつた場合に消費者米価を上げるかといふ問題につきましては、原則論としては、私は、これは上げて、リンクさせていくのが一番よろしい、こういうふうな考へておるのでありますが、まあ、物価問題もありまして、あるいは経済上のいろいろな問題もあり、激しくそれらが動いておるやうな時点であり

ます。それでありまして、それはそのときどきの状態において流動的に適応していくべきものであると考へますが、基本的には私はリンク制が一番いい、そう考へております。昭和四十一年度産米の生産者米価が上がつた、それに対して消費者米価を上げるかどうかといふことは、そのときのいろいろな要因を考へながら判断しなければならぬ問題で、いまここで上げますとか上げませんとかいふ結論を持つていないといふことを申し上げま

○三池委員長 本案に対する質疑は、これにて終了いたしました。

○三池委員長 これより討論に入るのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

おはかりいたします。

本案を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○三池委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○三池委員長 御異議なしと認めます。よつて、さう決定しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○三池委員長 この際、谷川関税局長及び中嶋国税庁次長より発言を求められておりますので、これを許します。谷川関税局長。

○谷川政府委員 ごあいさつ申し上げます。

このほど関税局長を拝命いたしました谷川宏でございます。未熟者ではございますが、今後大いに勉強いたしまして、関税局の行政を通じまして、輸出の振興あるいは国内産業の保護など、ひ

いては日本経済の発展にお役に立ちたいと存じますので、委員各位の格別の御指導、御鞭撻をお願い申し上げます。(拍手)

○三池委員長 中嶋国税庁次長。

○中嶋説明員 このほど国税庁次長を拝命いたしました中嶋でございます。

税の執行はたいへん困難な状況に際会いたしておりますが、大臣、次官を補佐いたしまして、遺漏のないように努力いたしたいと思ひます。よろしくお願いいたします。(拍手)

○三池委員長 次会は、明十六日午前十時より理事會、十時三十分より委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時十四分散會

昭和四十一年二月十九日印刷

昭和四十一年二月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局